発

宮 城 県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267

(毎週火,金曜日発行)

核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する

規

則

平成三十年六月十二日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

行

挙権を有する者の数

次

目

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の廃止

○保安林の指定施業要件の変更の予定

宮

○宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事

○宮城県登米総合産業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収

告

事務の委託(二件)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)

契

約

課

七

2

同

七

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正 (平成二十八年分

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

(1)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選

○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく ○核燃料税条例施行規則 ○核燃料税条例の施行期日を定める規則 務の委託(三件) 指定障害福祉サービス事業者の指定 規 令 甲 示 則

税 務 同 課

務 課 四

税

ページ

核燃料税条例(平成二十九年宮城県条例第六十四号)の施行期日は、

平成三十年六月二十一日とす

核燃料税条例の施行期日を定める規則

○宮城県規則第八十一号

る。

核燃料税条例施行規則をここに公布する。 平成三十年六月十二日

○宮城県規則第八十二号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

障害福祉課

Ŧī.

(趣旨) 核燃料税条例施行規則

第一条 この規則は、核燃料税条例(平成二十九年宮城県条例第六十四号。以下「条例」という。)

の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(森林整備課)

Ŧī. Ŧī.

(徴税吏員の委任

同

建築宅地課)

六

第二条 知事は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第一条第一項 第三号の徴税吏員としての権限に属する事務のうち次に掲げるものを、総務部税務課に勤務する職

員に委任する

七

(教育庁高校教育課)

核燃料税に係る徴収金の徴収に関すること。

核燃料税の賦課徴収に関する調査をするために質問及び検査をすること

核燃料税に係る徴収金の滞納処分に関すること

四 その他知事が指定する核燃料税に係る事務に関すること。

知事は、前項の事務を徴税吏員に行わせる場合においては、その事務の内容及び期間を定めてこ

れを行わせなければならない

一項の徴税吏員には、その身分を証する徴税吏員証を交付する

(更正又は決定の通知

<u>-</u>

3

 $\stackrel{-}{=}$ 

5

#### 記得工

### (文書の様式)

第五条 条例第八条第一項の申告書及び価額割に係る同条第三項の修正申告書の様式は、様式第一号第五条

- 2 条例第八条第二項の申告書及び出力割に係る同条第三項の修正申告書の様式は、様式第二号による。
- 第三条の核燃料税更正決定通知書兼徴収金納額告知書の様式は、様式第三号による。

宮

4 3

- 「四基神影察・選送・選」と、様式第三十三号、様式第三十四号及び様式第三十八号(その一)まで 「四基神影・選送・選」と、様式第三十二号、様式第三十四号及び様式第三十八号(その一)まで 「四基神」と、「神芸神楽所」とあるのは「西英神影・選送・選」と、「野神」とあるのは「西英に定めるところによる。この場合において、様式第二十八号中「西英神」と、「野神」とあるのは「西英に定めるところによる。この場合において、様式第二十八号中「西英神」をあるのは「西英に定めるところによる。この場合において、様式第二十八号中「西英神」とあるのは「西英神」とあるのは「西英神」とあるのは「西英神当神」とする。 八号(その一)までの規定中「西英神 所称」とあるのは「西英神当神」とする。
- によることができる。
  知事は、前四項に定めるものを除くほか、核燃料税の賦課徴収に係る文書の様式について必要があるときは、宮城県県税条例施行規則の各様式について前項の例に準じて所要の調整を加えた様式

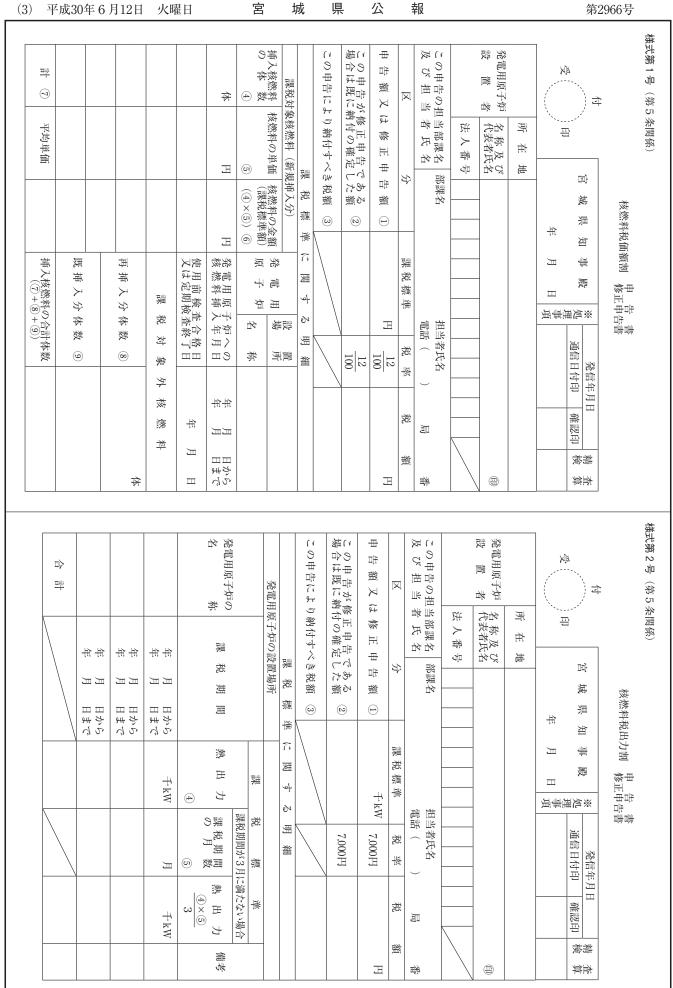
#### 施行期日

(この規則の失効) この規則は、平成三十年六月二十一日から施行する。

1

- この規則は、平成三十五年六月二十日限り、その効力を失う。
- この規則の規定は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。前項に規定する日までに条例の規定により課した、又は課すべきであった核燃料税については、

3 2



(1) 雑食請求をして日から 3か月を粧慮しても数決かないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。	1 上記の納付すべき不足税額及び加算金については、 年 月 日までに同封の納付書により、納付書記載の納付場所に納付してください。 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に審告請求をすることができます。 3 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として値台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。	((イ)+(ロ)+(ハ)+(二)) 合 計 (編考)	重加算金(二)	不 申 告 加 算 金 (ハ)	過少申告加算金(口)	過 不 足 額 (1)	既に納付の確定した額	更正、決定額	区 分 課税標準 税率 税	発電用原子炉     条例第3条第2項の日     年       の 名 称     又は課税期間の末日	申告書提出期限 年 月 日 申告書提出日 年	、『画歌的』 円の的/ 光上のた過程音楽映み楽的歌日程音 規定により下記のとおり (更正・決定) したので、通知し	宫城県知事(岳ヶ山、山土)、東京、江南、東洋海岸、山東、山東、山東、山東、山東、山東、山東、山東、山東、山東、山東、山東、山東、	所 在 期 <u></u>	用原子炉設置者 年	様式第3号(第5条関係) 第
め緊急の必要が	までに同封の納付の翌日から起算しの翌日から起算したを経た後に、審集皇を被告としてまず。 つだし、次時にの訴えを提								税 額	年 月	年 月	通知します。	# 3		月	
48	付い番で次提							王		Ш	ш		田		Ш	ΛÍπ

#### 令 甲

訓

# ○宮城県訓令甲第十八号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

# 宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程(昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号)の一部を次のように改正する。

二号」に改める。第六十四号)第八条」に、「平成二十五年宮城県規則第六十二号」を「平成三十年宮城県規則第八十第六十八条第一項中「平成二十四年宮城県条例第七十五号)第七条」を「平成二十九年宮城県条例第七十五号)

様式第百十三号を次のように改める。

#### 様式第113号

#### 核燃料税課税台帳兼収入台帳

٤	発電用	所名	E地	発電用	設置場		
1	京子炉設置者	名	称	原子炉	名	称	

	条例第3条第2項の日 又は課税期間の末日	調	定	年	月	日	課税	標	準	税率	税 額	収入	年月日	収	入	額	未収入額	収入年月日	延滞金収入額
		申	告.	年	月			7	F円	12 100		•							
価額割		修	更.	正年	. 月					12 100	差引調定額		•						
		加乳	算金	決定	年月	日	不申告	・過少	·重	12 100		•	•						: 付年月日 ・
		申	告.	年	月			千	kW	7,000 円		•	•						
出力割		修	更〕	正年	. 月					7,000 円	差引調定額		•						
		加拿	算金 ·	—— 決定	年月		不申告	・過少	·重	7,000 円		•	•						· 付年月日

# ○宮城県告示第六百九号

〇四二二七〇〇一七九

目三 - 十一 富谷市とちの木二丁

共同生活援助

一動法人ふれた

あ活

十一月三十日平成二十九年

○四二:

|四〇〇三一九

百五十七番地六タースプリント亘理センスプリント

型 就労継続支援 A

| 株式会社スプ

月 三 十 一 十

日年五

事

業

所

番

号

所在地の名称及び

福祉サービスの種類廃止する指定障害

設置者名

廃止年月日

# ○宮城県告示第六百八号

〇四二二七〇〇七〇八

特定非営利活動法人 本れあい とみやホ 上の 大丘一丁目二十五の 大いイツファイン

事

業

所

番

号

所在地の名称及び

ービスの種類 指定障害福祉サ 共同生活援助

設置者名

指定年月日

い動法人ふれあ れあ

十二月一日 平成二十九年

四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号) 第

平成三十年六月十二日

あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

村 井 嘉 浩	県知事
嘉	村
~	井
浩	嘉
	浩

#### 宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、 条第一号の規定により告示する。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号) 平成三十年六月十二日 同法第五十

第

### 告 示

〇宮城県告示第六百七号

### この訓令は、 平成三十年六月二 二十一日から施行する。

附

則

林の指定施業要件を変更する予定である。

(昭和二十六年法律第二百四十九号)

第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

平成三十年六月十二日

\_ 1

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事

村

井

嘉

浩

宮 県 平成30年6月12日 火曜日 城 公 報 <u>-</u> 3 2 2 3 二筆について次の図に示す部分に限る。) 野区岩切字洞ケ沢一三の一(次の図に示す部分に限る。)、字入生沢八二の一・八二の一四 に限る。 の図に示す部分に限る。)、字入生沢八二の一・八二の一四(以上二筆について次の図に示す部分 変更後の指定施業要件 保安林として指定された目的 七・一九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、宮城野区岩切字洞ケ沢一三の一(次 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 保安林として指定された目的 (1) 公衆の保健 仙台市泉区上谷刈字赤坂四(次の図に示す部分に限る。)、字堤下一五、青葉区上愛子字斉勝森 (3)(2) 変更後の指定施業要件 仙台市青葉区上愛子字斉勝森一七・一九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、 干害の防備 立木の伐採の方法 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 立木の伐採の方法 次のとおりとする。 整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 字赤坂四、字堤下一五、 次の森林については、主伐は、択伐による。 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない 次の森林については、主伐は、択伐による。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林 字入生沢八二の一・八二の一四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。) 字斉勝森一七、一九、

(3) (2)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

について次の図に示す部分に限る。)

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

。 以 上 宮城

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

 $\equiv$ 

仙台市太白区秋保町馬場字西向七の一・七の二・七の五・二二 (以上四筆について次の図に示

す部分に限る。)、七の三、七の六から七の八まで

保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

(2)整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (農林水産部森林

○宮城県告示第六百十号

整備課)及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。)

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構

平成三十年六月十二日

造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

株式会社国際確認検査センター

仙台市青葉区中央一丁目六番二十三号鹿島ビル

届出者の名称

字入生沢八二の一・八二の一四 (以上二筆  $\equiv$ 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

平成三十年六月一日

変更しようとする年月日

○宮城県告示第六百十一号

一日次のとおり委託した。

平成三十年六月十二日

等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十年四月 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高

委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号

全国農業協同組合連合会宮城県本部

宮城県知事 村 井

嘉

浩

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

委託期間

報

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高

等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十年四月

日次のとおり委託した。

平成三十年六月十二日

宮

委託の相手方

宮城県知事 村 井 嘉

浩

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

角田市藤田字鹿島百四十七番地一 荒川畜産 代表 荒川 大

委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百十三号

等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高

十年三月二十六日次のとおり委託した。

平成三十年六月十二日

(7)

委託の相手方

宮城県知事 村 井 嘉

浩

入札に付する事項

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

名取市増田 一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百十四号

合産業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総

十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年六月十二日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百十五号

合産業高等学校の農産物の産直なかだ愛菜館における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総

年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年六月十二日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

委託の相手方

登米市中田町石森字本町九十五番の一 協同組合産直なかだ愛菜館

 $\stackrel{-}{\sim}$ 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

公

告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、 次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年六月十二日

宮城県知事

村 井 嘉

浩

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
1 購入物品及び数量 広域・圏域防災拠点運営用資機材

式

- 3 納入期限 平成三十一年三月十三日
- 4 納入場所 蔵王町総合運動公園ほか四箇所
- 一 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- ること。
  1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ
- 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始る廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てる廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

- 5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続なされなかった者とみなす。 
  なされなかった者とみなす。 
  中国の再生手続開始の決定を受けた者が、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをしなかった者又は申立てをしなかった者又は申立てをしなかった者又は申立てをしなかった者又は申立てをしながった者とみなす。
- と。6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行れかに該当するときは入札に参加することはできない。 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす

事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理()入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店

- 営に事実上参加していると認められるとき。第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)
- という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。という。)の威力を利用するなどしていると思力団具に協力し、若しくは関与する等これと関わりり、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴り、入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- 又は関与していると認められるとき。等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人下
- していると認められるとき。 四 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- 入札書の提出場所等
   入札書の提出場所等
   入札書の提出場所等
   入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八○-八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話○県出納局契約課管理班(〒九八○-八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話○県出納局契約課管理班(〒九八○-八五七○ 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す入札書の提出場所等

# 電子調達システムの利用

 $\equiv$ 

- あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより
- に問い合わせ先 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び

四

〒九八○-八五七○ 宮城県出納局契約課物品班 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番 (担当 鈴木 純子 電話〇二二-二1 1 - 三三三三二

- 3 平成三十年六月二十七日(水)まで2あて申し出ること。 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、
- 4 一般競争入札参加資格審查
- は、入札説明書に定めるところにより平成三十年六月二十七日(水)から平成三十年七月五日 けなければならない。 システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者 (木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受
- 提出し、参加資格の審査を受けなければならない 書に定めるところにより平成三十年七月五日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明
- は、これに応じなければならない。 開札日までの間において、○又は□において提出された書類に関し説明を求められた場合
- 入札書の提出期限等
- システムを用いて入札する場合

入札期間 平成三十年七月十一日(水)午前九時から平成三十年七月十九日(木)午後五時

日時 平成三十年七月十九日 (木) 午後五時 場所 2に同じ

書面により入札書を提出する場合

口

- ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。
- 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- 開札の日時及び場所

6

平成三十年七月二十日(金)午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

Ŧi.

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。 入札保証金 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入

(9)

- 3 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による
- に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札
- 捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当す 税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り る金額を控除した金額を入札書に記載すること。 入札金額の記載方法 契約金額は、 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費
- 者とする。 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札
- 契約書作成の要否
- 8 7 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 詳細は、入札説明書による。

9

### Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Equipment for management of wide area disaster prevention bases (1 set)
- Deadline for Delivery: March 13, 2019 (Wed.)
- ယ 2 Place of Delivery: Zao Town General Athletic Park and 4 other locations
- Deadline for Bid: July 19, 2018 (Thu.), 5:00 p.m.
- Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3333 Contact Person: Junko Suzuki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury
- Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、 次のとおり一般競争入札に付す

平成三十年六月十二日

宮城県知事 村 井

嘉

浩

- 入札に付する事項
- 購入物品及び数量 ホールボディカウンタ
- 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

2

3 納入期限 平成三十一年三月二十二

日 **金** 

- 国立病院機構仙台医療センター
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ
- 2 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城
- 3 をしていない者であること る廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立て 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によ
- の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを なされなかった者とみなす 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始
- の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす 更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
- 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

宮

- れかに該当するときは入札に参加することはできない 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行) 別表各号に規定する次のいず
- 為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす 入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行
- 又は営業所の代表者、 による不当な行為の防止等に関する法律 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店 二条第六号に規定する暴力団員 個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。 その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理 。 以 下 「暴力団員」という。) である場合又は暴力団員が経 (平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。) 以下同じ。)が暴力団

営に事実上参加していると認められるとき

(二)

- という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき を持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」 力団」という。)、暴力団員又は暴力団、 入札に参加しようとする者又はその役員等が、 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団 暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わり 自社、 自己若しくは第三者の不正な利益を図 (以下 | 暴
- 又は関与していると認められるとき 等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者 「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 以
- していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- $(\overline{H})$ 引したり、又は不当に利用していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、 これと取
- 県出納局契約課管理班(〒九八○−八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 二二-二一一-三三三五)へ平成三十年六月二十七日(水)午後五時までに提出すること。 る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す
- 入札書の提出場所等

 $\equiv$ 

- 電子調達システムの利用
- $(\longrightarrow)$ 認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ る相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約におけ れるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては
- あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない 本調達案件に参加する者のうち、 紙入札を希望する者は、 入札説明書に定めるところにより
- 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び

〒九八○−八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番

宮城県出納局契約課物品班 (担当 鈴木 純子 電話〇二二-二1 1 - 三三三三

3 平成三十年六月二十七日(水)まで2あて申し出ること。 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

- 般競争入札参加資格審查
- けなければならない。 システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者 入札説明書に定めるところにより平成三十年六月二十七日(水)から平成三十年七月五日 午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受
- 提出し、参加資格の審査を受けなければならない 書に定めるところにより平成三十年七月五日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明
- は、これに応じなければならない。 開札日までの間において、○又は□において提出された書類に関し説明を求められた場合
- 入札書の提出期限等
- システムを用いて入札する場合 入札期間 平成三十年七月十一日(水)午前九時から平成三十年七月十九日
- 書面により入札書を提出する場合 (木) 午後五時
- 日時 平成三十年七月十九日 (木) 午後五時
- 口 場所 2に同じ
- ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。

提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない

6 開札の日時及び場所

平成三十年七月二十日(金)午前十時十分 宮城県行政庁舎二階第一入札室

入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

### Ŧī.

四

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 札保証金の免除の特例に関する規則(平成) 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入 一十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

(11)

に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、 無効とする。

- 税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、 るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当す る金額を控除した金額を入札書に記載すること。 入札金額の記載方法 以下同じ。)とするので、入札者は、 契約金額は、 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ その端数金額を切り
- 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札
- 契約書作成の要否

7

- 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 詳細は、入札説明書による。

9

8

Summary

- Nature and Quantity of the Items to be Procured: Whole body counter (1 set)
- 2 Deadline for Delivery: March 22, 2019 (Fri.
- ယ Place of Delivery : Sendai Medical Center
- Deadline for Bid: July 19, 2018 (Thu.), 5:00 p.m.
- 5 Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Contact Person: Junko Suzuki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury
- Japan. Tel.: 022-211-3333

6

Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

# 選挙管理委員会

# ○宮選管告示第七十号

があった平成二十八年分収支報告書について、平成二十九年宮選管告示第百六十二号の一部を次のと 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出

平成三十年六月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員 長 伊 東 則

夫

土井とおるチャレンジ21の平成二十八年分収支報告書の要旨の

							(	(12)
平成三十年六月一日現在	○宮選管告示第七十一号	組織活動費	「政治活動費	人件費	「経常経費	4 支出の内訳中	「2 支出総額	2 支出総額中
における地		3,164,781	6,373,116	7,995,627	8,775,582		15,148,698」を「2	
平成三十年六月一日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条		組織活動費 3,0	「政治活動費	入件費	「経常経費		支出総額	
八十七号)		3,011,372	6,219,707	$8,\!154,\!036$	8,933,991		15,153,698」 ど	
第七十四条		() & &	こ女かる。	l	2		Ę	

とおりである。 する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得 び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七 [十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の -六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要 条第 一項及

# 平成三十年六月十二日

# 宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

得た数とを合算して得た数 える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超

### 三四二、九九五

地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数 太 若 白 選 選 選 選 挙 挙 区 三七、 五 五九、 六三、 八一、七三九 、七四六 九九五 六七九 八七八 東 栗 登 岩 大 松 米 原 沼 選 選 挙 挙 挙 挙 挙 区 区 X 区 X  $\stackrel{-}{\equiv}$ 三七、  $\frac{1}{2}$ = 一、二五〇 〇三六 〇 二 七 001: 一八九

> 角田・ 名 白 気仙沼・本吉選挙区 塩 多賀城・七ヶ浜選挙区 石 石・ 取 釜 牡鹿 刈田選挙区 伊具選挙区 選 挙 選 挙 区 X X 四三、 二二、六六九 二一、二〇五 二二、五八一  $\equiv$ 五 一二、四九七 八八八一 七二四 遠 加 富 宮 豆 柴 谷・ 美 田 城 理 田 黒川選挙 選 選 選 選 選 挙 挙 挙 挙 区 区 区 区 区 <u>=</u>  $\equiv$  $\equiv$ 一一、八五六 四 八、七四六 四二八 〇八五 一八二 〇九八

# ○宮選管告示第七十二号

とを合算して得た数は、次のとおりである。 数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数 百六十二号)第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える 平成三十年六月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第

平成三十年六月十二日

三四二、九九五

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫